

協 定 書

令和4年度名寄市屋根雪おろし助成券交付事業を実施するため、名寄市（以下「実施者」という。）と名寄市屋根雪おろし助成券交付事業指定業者である _____（以下「指定業者」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

- 第1条 この事業は、名寄市屋根雪おろし助成券交付事業実施要綱に基づくものであることを認諾し、実施にあたっては順守すること。
- 第2条 名寄市屋根雪おろし助成券利用者から業務の依頼を受けたときは、令和4年11月1日から令和5年3月31日までの期間に屋根雪おろし業務を行うこと。
- 第3条 屋根雪おろし作業の実施に当たっての安全管理及び作業に関する技術指導は、指定業者の責任において行うこと。また、作業をする屋根の付属物等の状況を常に確認し、事故防止に努めること。
- 第4条 名寄市屋根雪おろし助成券利用者から業務の依頼を受けたときは、雪おろし個所や堆積場を確認するとともに作業日や料金について協議すること。助成券の利用範囲は屋根雪おろし業務及び、そのおろした雪の処理にかかる料金とし、確認書等の取り交わしにより、後日紛争が生じないように講ずること。
- 第5条 雪おろし作業中は通行人に配慮すること。
- 第6条 名寄市屋根雪おろし助成券は、紛失することのないよう請求まで厳重に保管すること。
- 第7条 事業実施において、指定業者に起因する損害が実施者又は名寄市屋根雪おろし助成券利用者に生じた場合は、指定業者において処理すること。
- 第8条 名寄市屋根雪おろし助成券交付事業実施要綱等に記載のない疑義が生じた場合は、実施者、指定業者で協議のうえ決定すること。

令和 年 月 日

実施者 住所 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
氏名 名寄市長 加藤 剛 士

指定業者 住所

氏名

印